

身体障害者旅客運賃割引規程

近江鉄道株式会社

身体障害者旅客運賃割引規程

制定 昭和 27 年 6 月 1 日
最終改定 平成 31 年 2 月 8 日

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、身体障害者が介護者とともに当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝機能に障害がある者

2 前項の身体障害者を別表に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に区分する。

(介護者)

第 3 条 身体障害者が第 1 種身体障害者及び定期乗車券を使用する 12 歳未満の第 2 種身体障害者であるときは、別に定める場合を除き身体障害者 1 人に対して 1 人の介護者を付けることができる。

2 前項の介護者は当社係員により介護能力があると認められる者であつて、その購求する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購求するものでなければならない。

3 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条に定める補助犬については、これを介護者とみなすことができる。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 身体障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第 1 種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第 2 種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する

(2) 定期乗車券 第 1 種身体障害者及び 12 歳未満の第 2 種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する

(3) 回数乗車券 第 1 種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する

2 介護者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は前条

第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の通算営業キロが101キロメートル以上の区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は5割とし、10円未満のは数を切捨てて10円単位とした額（以下「は数計算」という）とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引きをしない。

(注) 身体障害者が6歳未満のため無賃であっても介護者に対しては所定の割引きを行う。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は、身体障害者とその介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第 8 条 身体障害者が身体障害者手帳等を呈示して乗車券の購求を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ相当乗車券面（往復乗車券及び回数乗車券については各券片。）に次の表示をして発売する。

(1) 身体障害者に対する乗車券

Ⓔ 直径約 1.5 センチメートル

身体障害者が単独で購求する場合

Ⓕ 直径約 1.5 センチメートル

(2) 介護者に対する乗車券

Ⓖ 直径約 1.5 センチメートル

(注) 介護付用乗車券として小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引きしないが、乗車券面にⒺ又はⒼの表示をする。

2 車掌省略列車にあつては、身体障害者手帳の確認をしたうえで普通旅客については割引きの運賃額を収受する。

(旅客運賃払戻し及び乗車変更)

第 9 条 介護付用乗車券の旅客運賃払戻し及び乗車変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについてともに行う場合でなければ取扱いをしない。

2 既に購入した介護付用乗車券を 1 名のみの乗車に使用する場合は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券をともに所持していれば乗車できる。ただし、は数計算により正規運賃額に不足を生じた場合は、そ

の不足額を収受するものとする。

- 3** 前項の場合であつて、片道の乗車距離が101キロメートル以上のときは、介護者用の乗車券を払い戻したうえ、券面に $\textcircled{\text{身}}$ の表示を施すことで身体障害者単独で使用することができる。

(身体障害者手帳の携帯)

- 第 10 条** 身体障害者は、乗車券購求の際及び乗車中は身体障害者手帳を携帯して、当社係員の請求があつたときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取り扱い)

- 第 11 条** 前各条の規定以外の取扱い方は旅客営業規則及び旅客営業取扱細則による。

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)	
視覚障害			1級から3級及び4級の1	4級の2、4級の3、5級及び6級	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		2級及び3級	4級及び6級	
	平衡機能障害		-----	3級及び5級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害			-----	3級及び4級	
肢体不自由	上肢		1級、2級の1及び2級の2	2級の3、2級の4及び3級から6級	
	下肢		1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3及び4級から6級	
	体幹		1級から3級	5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級及び2級	3級から6級
		移動機能		1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓、呼吸器若しくは小腸、ぼうこう若しくは直腸の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害又は肝機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級	-----	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害又は肝機能の障害		1級から4級	-----	

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(平成30年7月1日現在)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずる者も第1種身体障害者とする。